

現場代理人及び技術者の取り扱いについて

加古川市契約検査課又は加古川市上下水道局経営管理課が、令和4年12月15日以降に発注する工事に配置予定の現場代理人の常駐及び技術者に係る取扱いについて、当分の間、下記のとおり取り扱うものとします。

1 現場代理人について

現場代理人については、工事現場への常駐が義務づけられているところですが、通信手段の発達により工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、次の条件を全て満たす場合に限り、現場代理人の兼務を2件まで認めます。

- ① 兼務しようとする工事が、いずれも加古川市契約検査課又は加古川市上下水道局経営管理課が発注する工事であること。（他の自治体等の工事との兼務は認めない。）
- ② 兼務しようとする工事が、いずれも予定価格4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。または、公告等において、現場代理人の常駐（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。
- ③ 従事する現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）又は常駐を要する現場代理人でないこと。
- ④ 従事する現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。
- ⑤ 携帯電話の利用や連絡責任者の配置等により、発注者と常に連絡を取れる状態を確保し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと。

2 主任技術者の兼務について

建設工事の技術者が不足していることを考慮し、次の（1）又は（2）の場合について主任技術者の兼務を2件まで認めます。

（1）主任技術者の専任を要しない工事の場合

ア 兼務の条件

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 兼務しようとする工事が、いずれも加古川市契約検査課又は加古川市上下水道局経営管理課が発注する工事であること。（他の自治体等の工事との兼務は認めない。）
- ② 兼務しようとする工事が、いずれも予定価格4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。または、公告等において、主任技術者等の専任（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。
- ③ 配置予定技術者が、他の工事で専任を要する主任技術者等又は常駐を要する現場代理人でないこと。
- ④ 配置予定技術者が、営業所における専任の技術者でないこと。

イ 入札参加申請について

入札への参加に際しては、競争入札参加資格確認申請書の提出（以下「参加申請」という。）が必要ですが、これに兼務をしようとする配置予定技術者を記載してください。

(2) 主任技術者の専任を要する工事

ア 兼務の条件

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。（他の自治体等の工事を含む。）
- ② 工事現場がいずれも加古川市内の工事現場で、同一の場所又は隣接する場所で施工するものであること。

※このほか、契約工期の重複する複数の請負工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これらの工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者等が2件まで管理することができます。

イ 入札参加申請について

参加申請の時点では、兼務可能な技術者とみなしません。落札決定後に、兼務の可否を判断しますので、参加申請の際は、他の工事に配置されていない技術者を配置予定技術者として記載してください。

3 現場代理人と主任技術者の兼務ができる件数の制限について

現場代理人は2件、主任技術者も2件の兼務が認められますが、1人につき兼務できる工事現場の数は2箇所までとします。（一つの工事について、現場代理人と主任技術者を兼務する場合、工事現場の数は1箇所と数えます。）

【事例1】

現場代理人の兼務2件、主任技術者の兼務2件、工事現場2箇所 ⇒ 兼務可 ○

	工事①	工事②
現場代理人	従業員A	従業員A
主任技術者	従業員A	従業員A

【事例2】

現場代理人の兼務2件、主任技術者の兼務2件、工事現場3箇所 ⇒ 兼務不可×

工事③の現場代理人に従業員Aを配置することができません。

	工事①（施工中）	工事②（施工中）	工事③（契約前）
現場代理人	従業員C	従業員A	従業員A
主任技術者	従業員A	従業員A	従業員B

4 営業所における専任の技術者の取扱いについて

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

(1) 現場代理人との兼務について

営業所における専任の技術者は、営業所における専任義務があるため、予定価格 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の工事については、現場代理人としての工事への従事を 1 件のみ認めるものとします。（工事の兼務は認めません。）

(2) 主任技術者との兼務について

下記の要件を全て満たす場合は、営業所における専任の技術者は、専任を要しない工事の主任技術者として 1 件のみ配置を認めるものとします。（工事の兼務は認めません。）

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
※「近接」とは、工事現場と営業所がいずれも加古川市内である場合に限る。
- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 当該工事の専任を要しない主任技術者等であること。

(3) その他

営業所における専任の技術者は、予定価格 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事のほか、現場代理人の常駐及び主任技術者の専任を要する工事について、当該工事の現場代理人及び主任技術者等となれません。

5 監理技術者補佐の取扱いについて

建設業法の改正（令和 2 年 10 月 1 日施行）により、監理技術者の職務を補佐する者として、監理技術者補佐が新設されました。監理技術者補佐を配置する場合、当該工事の監理技術者は特例監理技術者となり、特例監理技術者は 2 件の工事を兼務することができます。

(1) 監理技術者補佐を配置できる工事について

加古川市契約検査課又は加古川市上下水道局経営管理課が発注する案件のうち、設計金額が 1 億 5 千万円以上の建設工事を対象とします。

なお、監理技術者補佐には現場への専任義務が発生します。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は現場への常駐義務が課せられているため、監理技術者補佐を配置する工事においては、監理技術者補佐は現場代理人との兼務を認めますが、特例監理技術者は現場代理人を兼務することはできません。

(3) 営業所専任技術者との兼務について

監理技術者補佐は現場への専任義務があるため、営業所における専任の技術者は、監理技術者補佐となれません。

6 注意事項

(1) 兼務の取消し

工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人又は主任技術者の兼務が不相当であると発注者が判断した場合は、兼務の取消しを行いますので、受注者は別の現場代理人又は主任技術者を速やかに配置してください。

(2) 建設業法の遵守

当初、現場代理人の兼務を認めた工事で、変更契約により請負金額 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めます。

ただし、現場代理人が主任技術者等を兼務している場合は、加古川市の取扱いとは別に、当該主任技術者等は建設業法の規定による「専任義務」が発生しますので、建設業法違反とならないよう、当該工事又は兼務している工事のいずれかに新たな技術者を配置してください。